

## 自然公園等工事特記仕様書（自然公園編）

### I 工事概要

1. 工事名：令和5年度皇居外苑大手濠ほか水草管理工事
2. 工事場所：東京都千代田区皇居外苑 大手濠及び清水濠（別添図面のとおり）
3. 工期：令和5年10月13日まで
4. 工事内容：近年、濠水浄化が進み、各濠の透明度が向上してきた一方で、桔梗濠などで水草が異常に繁茂して水面が一面覆われ、悪臭や虫の発生など新たな課題が生じるようになった。

本工事は、水草の刈取りを行い、大手濠、清水濠で景観管理を行うものである。

- ・水生植物除去実施対象範囲 20,000m<sup>2</sup>（別添図面のとおり）



- ・除去対象水生植物 ヒシ等
- ・発生材場外搬出 一式（想定量：刈草 31.3 t）

### II 適用

1. 本特記仕様書は、「自然公園等工事共通仕様書（自然公園編）」（以下「共通仕様書」という。）という特記仕様書で、本工事に適用する。
2. 本工事の施工に係る一般事項は、共通仕様書による。
3. 追加事項が必要な場合には、空欄部分に記載する。
4. 以下の項目は、該当する口欄に「レ」の付いたものを適用する。

### III 特記事項

1. 地域事項の概要
  - ・工事の実施時間は、月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時までとすること。その他の時間の工事実施については、皇居外苑管理事務所（以下「管理事務所」という。）に申し出て承認を得ること。
  - ・工事にあたっては、「皇居外苑作業心得」を厳守し、作業責任者は作業員の規律保持に留意すること。
  - ・工事にあたっては、管理事務所から貸与する腕章を着用すること。
  - ・工事開始前及び工事終了後は、その旨を管理事務所に報告すること。
  - ・施工にあたって周辺施設・構造物等や樹木を損傷したり、通行者に被害を及ぼしたりすることのないよう十分注意し、常時工事区域周辺の安全管理を行うこと。
  - ・周辺施設・構造物等に、破損・汚損等の損害を与えた場合は、環境省担当官に直ちに

連絡するとともに、請負者の責任において速やかに現況復旧すること。

- ・ 工事にあたっては、疑義点が生じた際には、環境省担当官に協議すること。
- ・ 本特記仕様書に記載がなくとも、本工事を遂行するうえで当然必要な施工上の事項については請負者の負担とする。

## 2. 一般共通事項

- ☑ 工事写真は、(☑A4版、□ 版)の工事写真帳に整理して1部提出することとし、写真はカラーでサービスサイズ程度とする。
- ☑ 提出書類等は、契約書及び仕様書に記載された書類を一式作成し、監督職員に提出する。なお、完成時は工事概要、完成図、実施工程表、出来高数量報告書、工事写真記録をA4版ファイルで整理すること。

## 3. 施工条件

### (1) 工事全般関係

- ☑ ①各種積算の取組：現場環境改善費は効果が期待できないため積算しない。
- ☑ ②積算補正：施工地域区分：市街地（DID補正）
- ☑ ③調査対象工事：工事着手前に周囲を含め現況等を確認し、図面・写真などに整理のうえ監督職員に報告し、その指示に従うこと。本工事に使用する重機等は、車両の進入できる範囲が限定されるため、現場確認を行い、安全に運搬できる車種を選定すること。

### (2) 工程関係

- ☑ ①関連機関との協議による制約
  - a. 関連機関：宮内庁、皇宮警察、東京都建設局、丸の内警察署
  - b. 制約内容：事前に作業日、作業内容の連絡をすること。
  - c. 制限内容：事前連絡なしで就業することはできない。

### (3) 安全対策関係

- ☑ ①交通誘導警備員の配置
  - a. 対象要因：大手濠、清水濠における水草除去、発生材の場外搬出
  - b. 対象箇所：隣接道路、歩道ほか
  - c. 対象期間：施工対象濠周辺部での施工期間中等（適宜）
  - d. その他：監督職員に予め確認すること。工事に際しては、歩行者や車両の安全を確保するため、必要に応じて交通誘導員を配置するなど安全対策を講じなければならない。
- ☑ ②対策をとる必要がある他施設との近接工事
  - a. 対象施設・管理者：周辺道路、建物等
  - b. 対象箇所：大手濠・清水濠周辺部
  - c. 施工条件：事前調整、手続き等
  - d. その他（協議状況他）：監督職員に予め確認すること。工事で施工対象濠の隣接

道路を使用する場合は、あらかじめ道路管理者等に許可を得ること。

#### 4. 特記仕様

##### I 水生植物管理

##### 1. 水生植物除去工

- (1) 作業にあたっては、刈取り作業船等により水面のヒシ等の除去を行うものとする。  
また、水生植物の繁茂状況によっては、水面下 20～50 cm で刈取りを行うこと。
- (2) 除去より発生したヒシ等は、速やかに場外に搬出し適正に処理すること。
- (3) 濠内に落ちているゴミ類（ビニール、缶等）がある場合は分別し、管理事務所集積所まで運搬すること。
- (4) 運搬にあたっては、トラック等から水分が流れ出ないように配慮すること。
- (5) 刈取り後、水面に残った水草は回収すること。

##### 5. 発生材場外搬出処理

- (1) 除去した水生植物は、再資源化施設に搬出し関係法令に従い適正に処理すること。
- (2) 除去した水生植物のうち約 7.5t（4t トラック 3 台分）については、管理事務所が別途行う事業で使用するため、環境省担当官の指示に従い引き渡しを行うこと。

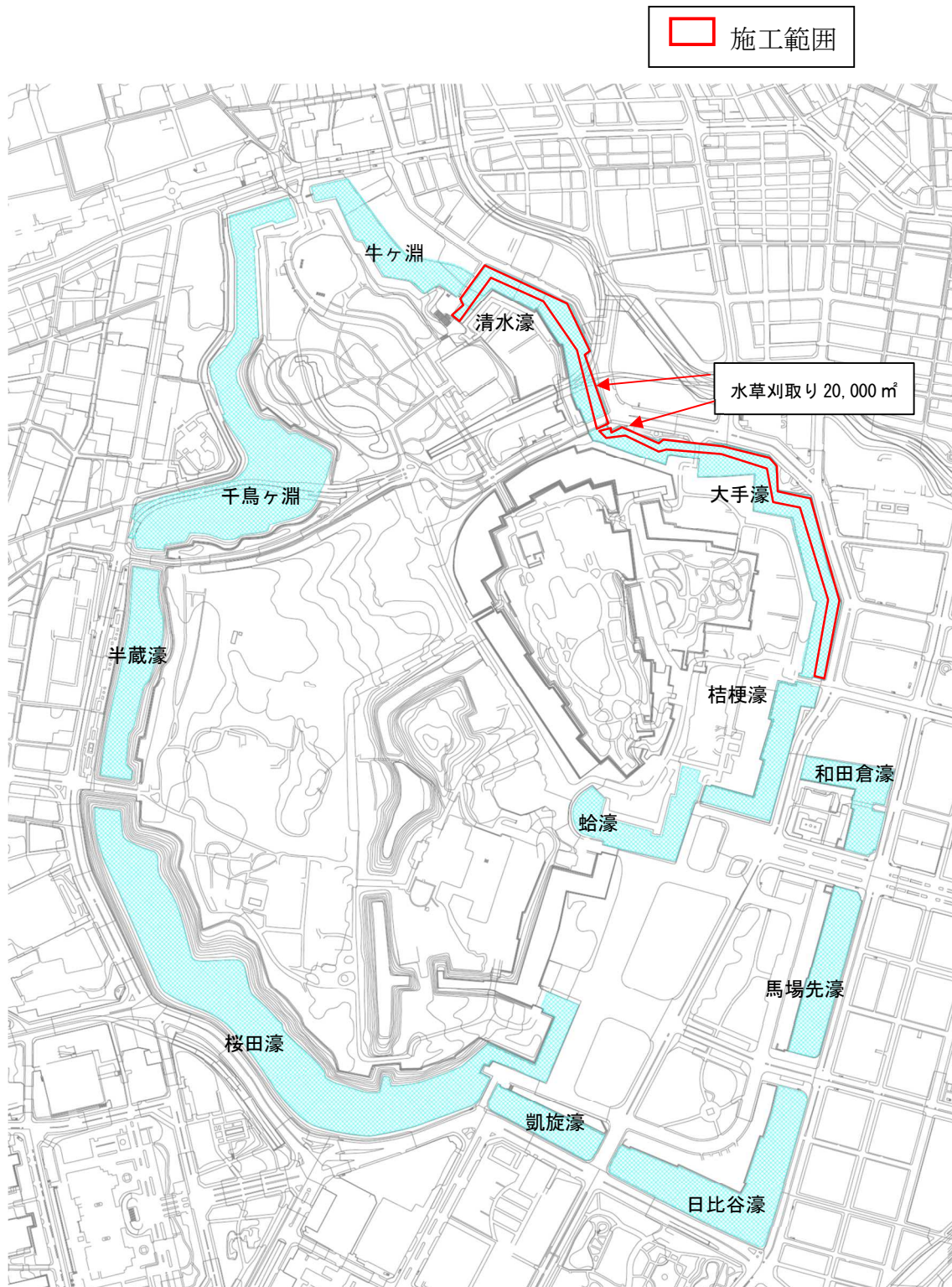
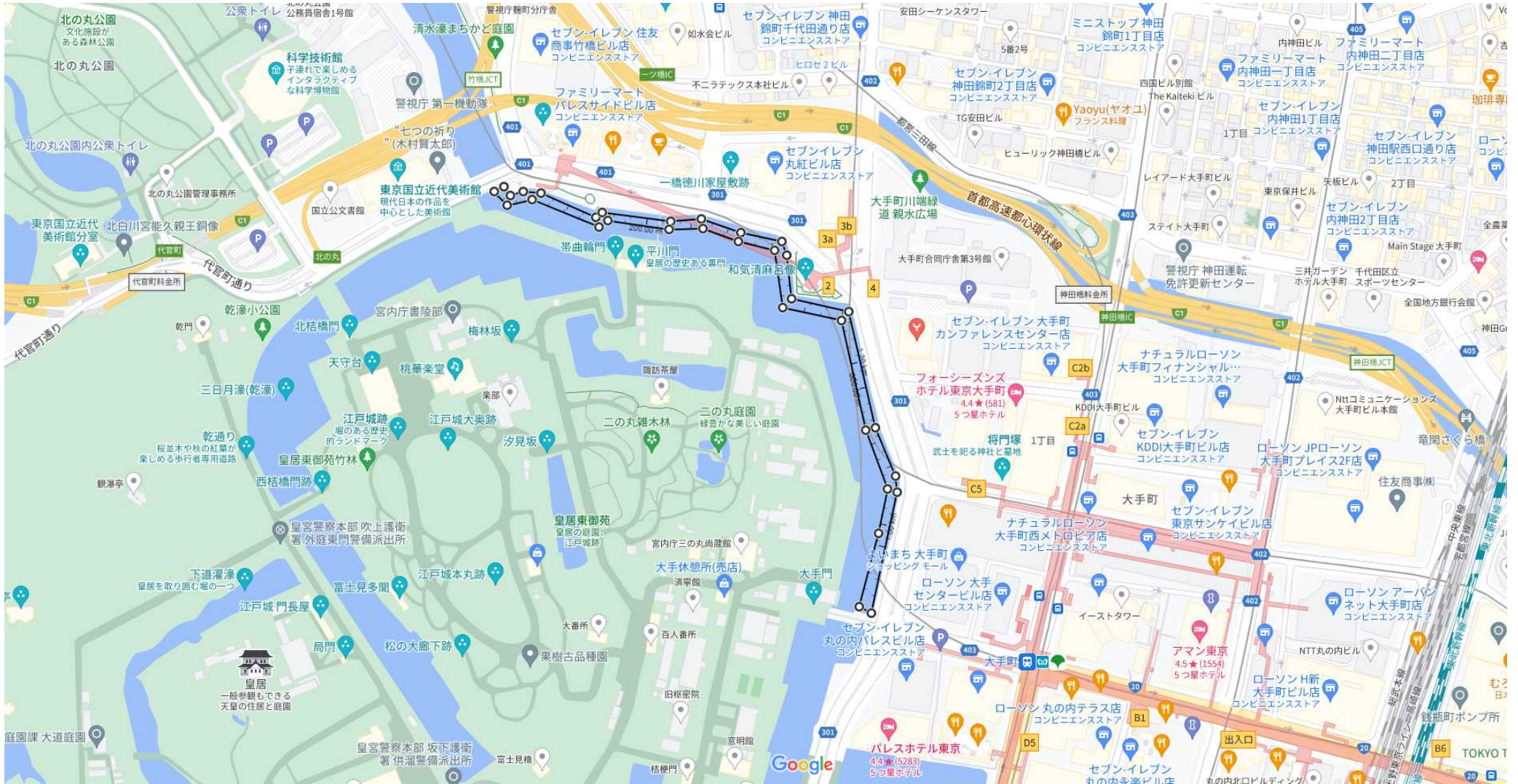
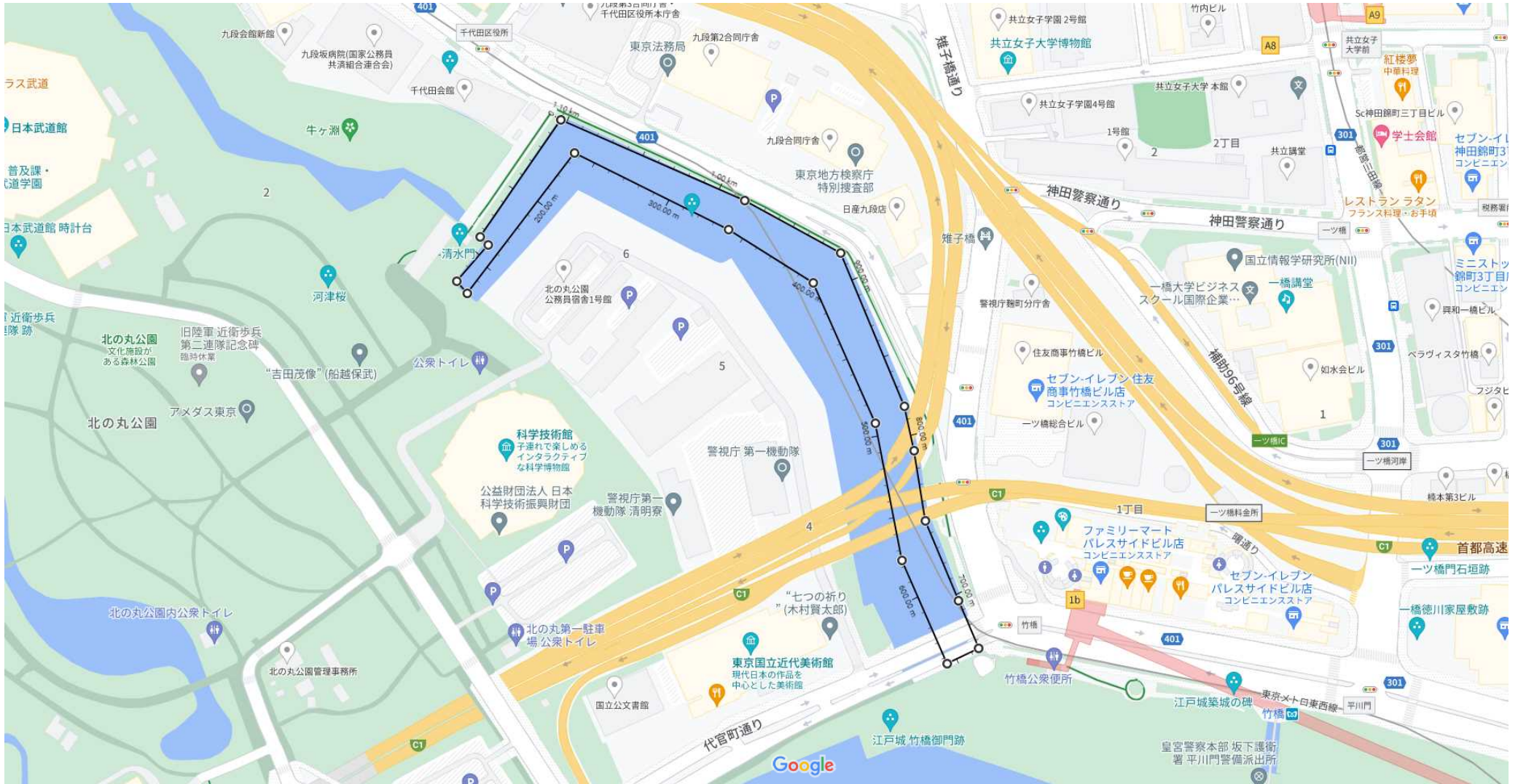


図 1 実施場所位置図



距離を測定  
総面積: 10,000.86 平方メートル (107,648.34 平方フィート)  
合計距離: 1.75 km (1.09 マイル)



距離を測定  
総面積: 10,000.13 平方メートル (107,640.54 平方フィート)  
合計距離: 1.10 km (3,622.57 フィート)

# 皇居外苑工事作業心得

環境省皇居外苑管理事務所

環境省皇居外苑管理事務所北の丸分室

## 第1条（目的）

本心得は、皇居外苑内において実施する工事について、工事請負者等を対象に遵守すべき事項を定め、その徹底を図ることにより、安全で快適な公園利用と円滑な工事の推進を図ることを目的とする。

## 第2条（工事請負者の職員及び作業員の義務）

1. 苑内では、皇居外苑管理事務所より貸与された腕章を常時着用するものとする。
2. 休憩時間は、皇居外苑管理事務所が指定する場所を使用するものとする。
3. 来苑者に不快感を与える服装及び、妄りな行動は慎むものとする。
4. 喫煙は指定場所のみで行うこと。
5. 来苑者とのトラブルは絶対に起こしてはならない。万一生じた場合は、直ちに皇居外苑管理事務所に報告するものとする。

## 第3条（車輛等の使用）

1. 車輛等には、皇居外苑管理事務所が貸与する駐車証又は通行証を車輛等の外部から一目で確認できる場所に常時掲出するものとする。
2. 貸与された駐車証はその都度、又、通行証は、工事完了後速やかに皇居外苑管理事務所に戻却するものとする。
3. 苑内では時速15km/時以下で走行するものとし、来苑者等の安全確保には十分留意すること。
4. 警笛については、緊急かつ、やむを得ない場合を除き鳴らさないこと。
5. 苑路以外の場所に進入してはならない。やむを得ず進入する必要がある場合は、事前に皇居外苑管理事務所申し出し、指示を得るものとする。また、歩行者用苑路や砂利内に設置のあるバリアフリー路は極力、走行を避けること。
6. 車両の駐車は指定された場所以外では行わないこと。やむを得ず指定場所以外に駐車しなければならない場合は、その都度皇居外苑管理事務所の指示を得るものとする。
7. 駐車中は作業の動力として使用する等やむを得ない場合を除き、エンジンを停止するものとする。

## 第4条（作業時間）

1. 作業時間は原則として「8時30分から17時」までとし、この時間外の作業を行う場合は事前に皇居外苑管理事務所の承諾を得ること。

## 第5条（土日及び祝日等の作業）

1. 休日に作業を行う場合は、事前に皇居外苑管理事務所に報告し、承諾を得ること。

#### 第 6 条（現場の安全管理）

1. 工事現場は原則として、保安柵又はシート等で囲みその中で作業を行うものとする。
2. 請負者は、来苑者が工事現場に立入らぬよう注意看板等の措置を講じるものとする。
3. 工事資材置場は皇居外苑管理事務所の指定する場所を使用すること。又、四散したり、盗難にあわぬよう必要な措置を講じること。
4. 工事現場における火気の使用は、工事目的に直接使用する場合に限るものとし、目的以外に使用する場合は、事前に皇居外苑管理事務所の許可を受けその指示に従うものとする。
5. 工事現場及びその付近は、常に整理整頓を心がけること。
6. 工事現場において万一事故が発生した場合は、速やかに皇居外苑管理事務所に報告するものとする。

#### 第 7 条（発生材）

1. 苑内工事による発生材は、リサイクル処分を原則とする。
2. 苑内工事による発生材は、原則、当日中に苑外へ処分する。苑外への搬出ができない場合には、事前に承諾を得るものとする。
3. 庭園維持管理作業（除草、剪定など）において枝葉類が濠に落ちた場合には、速やかに網やポートを使用して丁寧に拾うこと。
4. 業務外のゴミであっても苑内で目立つゴミについては、拾うこと。これらのゴミについては事務所にて引き取る。

#### 第 8 条（請負者の責務）

1. 工事現場において万一事故が発生した場合は、速やかに皇居外苑管理事務所に報告するものとする。
2. 請負者は上記事項について、工事に従事する職員及び作業員全員に周知徹底させるものとする。



